

情報・システム研究機構役員会規則

平成16年4月1日
制 定

最近改正 平成30年3月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第19条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 理事

(招集)

第3条 役員会は、機構長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代理し又はその職務を行う。

(議事)

第4条 役員会は、組織運営規則第19条第2項に定める事項について、審議する。

- 2 役員会は、過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員以外の者の出席)

第5条 役員会には、研究所長及び事務局長が出席し、意見を述べることができる。

- 2 機構長は、必要に応じ職員を出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 役員会の庶務は、本部事務部総務課において処理する。

(運営の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、役員会の議を経て機構長が行う

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。